

(仮称)小田原市子育て支援センター条例等の制定案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市子育て支援センター条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成30年12月14日(金)
意見提出期間	平成30年12月14日(金)から平成31年1月15日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	11件(4人)
インターネット	4人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	7

〈具体的な内容〉

(1) 設置に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	設置場所と数が不十分だと感じるなかで、4か所の設置が適切か。	C	子育て支援センターの箇所数については、今後も子ども・子育て支援法に基づいて策定する小田原市子ども・子育て支援事業計画で、ニーズ調査結果から適当な数を定め、設置に努めてまいります。
2	子育て支援とは、具体的に子どもの年齢では誰を対象にしているのか。	D	本条例では、子育て支援センターの利用対象者は、未就学児及びその保護者並びに子育て支援を行う者いたします。
3	対象者が児童までとありますが、拡張して児童館のようなものをつくるという解釈ですか。	A	対象者は、(1)2のとおりと考えていますので、条例上の対象者の表現を児童ではなく乳児及び幼児とします。

(2) 施策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	新しいセンターにおいては、一時保育までカバーした施設であってほしい。	D	意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。
2	送迎ステーションの機能を設けてください。	D	意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。
3	児童館機能をつけてください。	D	意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。

4	いずみは、電話相談が9時～17時まで利用できますが、施設を使えるのが10時から16時までです。 実施日と実施時間について、「臨時に開館時間や休館日の変更を行うことができる」としてほしい。	B	特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は開場すること及び開場時間を変更することができる旨を規定いたします。
5	駅近の意味を含め、ビジター（観光客）にとっての一時利用を考慮した新たな機能を持たせるべき。	C	駅前という立地から、様々な方の利用が考えられますので、既存の事業に加え、子育て支援サービスに繋がる事業を検討していきたいと考えています。
6	保育等送迎ステーションや、一時的な避難場所として機能を持たせる多様性や柔軟さが必要。	D	意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。

(3) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小学生の居場所としては、現在はマロニエしかありません。条例では特に記載がありません。	D	マロニエ子育て支援センターに隣接する児童プラザラッコは、小学6年生までが利用できる施設ですが、子育て支援センターとは別の事業となります。
2	いずみについては、駐車場が少なく、特に土曜日は満車状態です。改善する予定はあるか。	D	城北タウンセンターいずみ全体のこととなりますので、ご意見を担当課に伝えさせていただきます。